

08単建第9号 みらい平駅前広場概略設計業務（陽光台）  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、08単建第9号 みらい平駅前広場概略設計業務（陽光台）の委託を受けようとするもの（以下、「受注候補者」という。）を選定するため、本公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

（1）業務名

本業務名は「08単建第9号 みらい平駅前広場概略設計業務（陽光台）」とする。

（2）業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。ただし、本契約に係る予算の繰越手続きが承認された場合には、別途協議により履行期間を変更することが出来る。

4. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者（以下、「提案者」という。）は、単独企業または業務を共同連帯し受託するため2以上のものを構成員として結成された共同企業体によるものとし、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。共同企業体については、その構成員が共同企業体に関する協定を結ぶこととし、次に掲げる事項の全てをその構成員が満たすこととする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- （3）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産法手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （5）国税等の滞納がないこと。
- （6）つくばみらい市競争入札参加資格を有する者であること。

- (7) つくばみらい市建設工事請負業者指名停止等措置要綱（平成18年つくばみらい市告示第9号）に規定する指名停止の措置を現に受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 他自治体への類似実績を有すること。

#### 5. 提案上限額

16,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約額及び予定価格等を示すものではない。

#### 6. スケジュール

| 日時             | 内容                                                             |
|----------------|----------------------------------------------------------------|
| 令和8年8月17日（月曜日） | プロポーザル公募開始<br>質疑応答書（様式第1号）受付開始<br>プロポーザル参加申込書（様式第2号）等受付開始      |
| 令和8年8月24日（月曜日） | 質疑応答書（様式第1号）提出期限<br>プロポーザル参加申込書（様式第2号）等提出期限                    |
| 令和8年8月31日（月曜日） | 質疑応答書（様式第1号）回答期限<br>プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）<br>の送付及び参考資料データ提供 |
| 令和8年9月7日（月曜日）  | 企画提案書（様式第8号）等提出期限<br>参加辞退書（様式第12号）提出期限                         |
| 令和8年9月25日（金曜日） | プレゼンテーション、審査委員会実施日                                             |
| 令和8年10月        | 契約締結                                                           |

#### 7. 実施要領の内容についての質問受付及び回答

##### (1) 質疑応答書の提出

プロポーザルに関する質問は、「質疑応答書（様式第1号）」により提出すること。

##### ① 提出期限

令和8年8月24日（月曜日）正午（必着）

##### ② 提出方法

担当課メールアドレス宛の電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名を「【提案者名】08単建第9号 みらい平駅前広場概略設計業務（陽光台）質疑応答書」とし、送付後、必ず担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

##### (2) 質疑応答書に対する回答

「質疑応答書（様式第1号）」に対する回答については、質疑の有無にかかわらず、令和8年8月31日（月曜日）までに本市ホームページ上で公表する。ただし、質問の有った事業者名は公表しない。なお、質問に対する回答は、本実施要領及びその他本市が提供する資料の追加、または修正として取り扱う。

## 8. プロポーザル参加申込及び参加資格確認結果の通知

### (1) 参加申込

提出資料：①プロポーザル参加申込書（様式第2号）

②会社概要書（様式第4号）

③類似業務実績一覧（様式第5号）

④業務実施体制調書（様式第6号）

⑤誓約書（様式第13号）

※③について、平成29年4月1日以降に発注され、元請けとして受注し、プロポーザル参加申込までに完了しているものを記載すること。

申込期限：令和8年8月24日（月曜日）正午（必着）

申 込 先：問合せ先と同じ

提出方法：担当課メールアドレス宛の電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名を「【提案者名】08単建第9号 みらい平駅前広場概略設計業務（陽光台）プロポーザル参加申込」とし、送付後、必ず担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

### (2) プロポーザル参加資格確認結果の通知

参加申込をした全員に、令和8年8月31日（月曜日）正午までにプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）を送付する。

## 9. 参考資料のデータ提供について

プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第3号）にて、資格を有することが認められた提案者には、当該通知に併せて、市が事前に行った調査結果等のデータを提供する。

提供データは以下の通り。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ① 令和7年度 みらい平駅前広場詳細調査業務成果 | 1式 |
| ② 令和8年度 市民アンケート調査結果      | 1式 |

## 10. 企画提案書等の作成及び提出について

企画提案書の提出にあたっては、次の（1）に掲げた書類10部（正本1部、副本1部、審査委員会用資料8部）及び電子データ（Microsoft Office ソフトの形式及びPDF）を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号、様式第9号）

下表に示した内容・項目について、わかりやすく記載すること。また、下表のどの部分を説明しているのかが、明瞭になるように作成すること。

| 提案項目              | 提案内容             | 着眼点                                                        |
|-------------------|------------------|------------------------------------------------------------|
| 会社概要<br>・<br>業務実績 | ア 業務実績           | 本業務と同種・類似の実績があり、確実に本業務を遂行できる能力を有しているか。                     |
|                   | イ 業務実施体制         | 業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、確実に本業務及び提案内容が実施できる人員や体制が整っているか。 |
| 企画提案              | ア 駅前広場の整備方針      | 市の上位計画等を踏まえた整備方針となっているか。                                   |
|                   | イ 駅前広場に関する課題     | 課題に対する具体的なアプローチが示されているか。                                   |
|                   | ウ 駅前広場に求められている機能 | アンケート結果を分析し、利用者のニーズを的確に反映しているか。                            |
|                   | エ 関係機関協議等        | 業務上必要となる関係機関等との協議・調整の進め方が、具体的に示されているか。                     |
|                   | オ 工事の実施計画        | 工事期間中においても、駅利用者の安全性及び利便性を確保する施工計画が示されているか。                 |
|                   | カ その他            | 上記によらない重要事項に関する提案がされているか。                                  |

(留意事項)

- ・企画提案書は任意様式とするが、サイズはA4判とすること。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とし、必要に応じて絵や図表を用いてわかりやすく作成すること。
- ・用紙の縦横は問わないが、縦長の場合は右開き、横長の場合は下開きとする。
- ・全体をファイル等に収め、目次やインデックス等を使用し、確認しやすくすること。
- ・縦長と横長のページが混在する場合は、見やすいよう工夫すること。
- ・A3用紙の折込は可とする。

② 見積書（様式第10号）

- ・見積書に記載する金額は「税込」とすること。
- ・見積内訳書（任意様式）を添付すること。経費については、直接経費及び諸経費等の内訳を記載すること。
- ・契約額は、原則として見積書に記載の額とするが、最優先候補者との協議による業務内容の変更や、業務量の増減等により、再度見積書の提出を依頼する場合がある。

## (2) 提出期限等

提出期限：令和8年9月7日（月曜日）正午（必着）

提出先：問合せ先と同じ

提出方法：担当課メールアドレス宛の電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名を「【提案者名】08単建第9号 みらい平駅前広場概略設計業務（陽光台）企画提案書等」とし、送付後、必ず担当課へ受領確認の電話連絡をすること。

## (3) その他

1者1提案とし、再提出は認めない。また、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 11. 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション（以下、プレゼンという。）の内容を審査し、最も優れている提案を行ったと認められる提案者を最優先候補者に選定する。ただし、採点結果が満点の60%未満の場合は、不採用とする。

### (1) 審査の基準

【別紙】プロポーザル審査基準（以下、審査基準という。）に記載のとおりとする。

### (2) 審査方法

- ① 提出書類及びプレゼンに基づき、審査基準に掲げる項目により採点を行うものとする。
- ② 点数が最も高かった提案者を最優先候補者として選出する。また、点数が2番目に高かった提案者を次点者として選出する。
- ③ もっとも点数の高かった提案者が同点で複数となった場合は、審査基準の審査項目「②企画提案の内容」の評価点が最も高かった提案者を最優先候補者として選定する。この評価点で差が出なかった場合は、該当者の内最も見積金額が低い提案者を最優先候補者として選定する。それでも決まらない場合は、審査委員の多数決によって最優先候補者を選定する。それでも決まらない場合は、くじ引きにより最優先候補者を選定する。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した点数が満点の60%以上の場合は、当該提案者を受注候補者とする。
- ⑤ 提案者が4者以上となった場合は、提出書類の審査を行い、採点順位3位以内の提案者のみがプレゼン審査へ参加できるものとする。審査の基準は別紙「プロポーザル書類審査基準」（以下、書類審査基準という。）のとおりとする。

審査において、3番目に高かった提案者が同点で複数となった場合は、書類審査基準の審査項目「②企画提案の内容」の評価点が最も高かった提案者を第3位として選定する。この評価点で差が出なかった場合は、該当者の内最も見積金額が低い提案者を第3位として選定する。それでも決まらない場合は、担当課内の多数決によって第3位を選定する。それでも決まらない場合は、くじ引きにより選定する。審査結果は書類審査結果通知書（様式第14号）にて通知する。なお、書類審査の結果を通知後、何らかの事情で提案者が辞

退した場合であっても、繰上げでのプレゼンへの参加は認めないものとする。

(3) 実施日時等

① 実施日時

令和8年9月25日（金曜日）

※詳細な日程等は、企画提案書受理後に通知する。

② 場所

つくばみらい市役所伊奈庁舎3階大会議室

③ 所要時間

説明40分（準備5分、説明15分、質疑応答15分、片付け5分）

④ その他

- ・入室者は3名以内とする。
- ・提出済みの書類について、パワーポイントデータにしてプレゼンを行うことを可能とする。
- ・プレゼンに必要なスクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル及び電源は本市で用意する。なお、本市で用意した機材と適合せず、プレゼン等に支障をきたした場合であっても、本市は一切関知しない。

12. 審査結果の通知

最優先候補者決定後、速やかに提案者それぞれに審査結果通知書（様式第11号）を通知する。また、最優先候補者、次点者の社名を付して、本市ホームページで公表する。

13. 失格事項

- (1) 期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出された見積書の額が提案上限額を超えている場合
- (3) 不正な行為があった場合
- (4) 提案内容に虚偽があった場合
- (5) その他、募集要領等に定める条件に適合しない場合
- (6) 提出書類とプレゼンの内容に大きな乖離（追加値引等）がある場合

14. 契約手続

市は、審査委員会が選定した最優先候補者と契約締結の手続きを進め、提案上限額の範囲内で契約を締結する。契約保証金は免除とする。なお、辞退や協議の不調等により、契約締結に至らない場合は、次点者を新たな最優先候補者として協議等を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合には、契約締結をしないことがある。

15. その他

- (1) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成、プレゼン等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 委託契約及び業務の進め方等については、最優先候補者となったものと別途協議する。
- (5) 参加申込を辞退する場合は、令和8年9月7日（月曜日）正午までに、「参加申込辞退書（様式第12号）」を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (7) 提出された企画提案書は、受注候補者選定以外の目的で使用することはない。
- (8) 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
- (9) 企画提案書等において、著作権及び特許権など日本国の法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 16. 問合せ先

### (1) 担当課名

つくばみらい市役所都市建設部建設課 担当：山中・佐藤

### (2) 住所・電話・FAX・メール

住 所：〒300-2395 茨城県つくばみらい市加藤237番地（谷和原庁舎）

電 話：0297-58-2111（内線：5202）

FAX：0297-52-6024

メール：kensetu01@city.tsukubamirai.lg.jp